

提 言 書

令和3年9月2日

安曇野市議会

目 次

- I 空き家対策に関する提言・・・・・・・・・・ 1
- II 学校プールの今後の方向性に関する提言・・ 4
- III 地域コミュニティ維持と持続可能なまち
づくりのための土地利用制度に関する提言・・ 7

I 空き家対策に関する提言

1 現 状（令和3年3月改定「安曇野市空家等対策計画」から引用）

令和元年度末時点では、市内には1,064戸の空き家があり、人口が多い豊科・穂高地域で空き家が多く、それに加え、明科地域の中山間地域においては廃屋になっている空き家が多数点在している。

また、空き家全体のうち、建物の劣化が酷く、悪影響が心配または既に悪影響が及んでいる空き家が、約100戸を占めている。

2 課 題

- (1) 今後も、市の人口の減少や少子高齢化、核家族化などにより市内の空き家が増加し続ければ、空き家による周辺環境への悪影響が、結果として、地域の魅力を失わせてしまうという懸念を重大な事項ととらえている。
- (2) 空き家対策を進めるためには、関係者による連携体制の充実をはじめ、空き家の予防・適正な管理の推進、空き家の利活用の促進、特定空き家等の解決に向けた取り組みについては、これまで以上に積極的、かつ総合的・効率的に進めることが必要である。
- (3) 特に、空き家を地域の資源ととらえ、空き家を地域の宝物に生まれ変わらせるという観点から、空き家対策を地域づくりの一環として取り組むことが、まちづくりにもつながっていくものと考えます。

3 提 言

(1) 区活動への支援

空き家対策については、「未然防止」、「応急対策」、「利活用策」に大別される中、地域の状況を最も把握しているのは区であり、対策には区の理解と協力が不可欠である。このことから、空き家対策にあたっては、施策の周知も含め区との連携を意識し、特に区からの意見や要望等があった場合には、その空き家などに関する状況を区長などと共有し、解体撤去や利活用などの対策について、市と所有者、区などの関係者で相談できるシステムの充実を図ることを要望する。

また、区における空き家の「未然防止」、「応急対策」、「利活用策」などの取り組み（区活動）に対して、その活動経費の一部を支援するなど、区との連携を促進することを提案する。

(2) 空き家と耕作放棄地対策との連携

市の重点施策に位置付けられている空き家対策とともに、市では、農業後継者不足や耕作放棄地の増加など、農政分野における課題に対しても取り組まなければならない。また、移住定住の促進による人口増加対策も、重要な課題だと認識している。そこで、地域や区と連携を図り、移住者が空き家を活用して地域に住み、耕作放棄地を活用した農業を通じて、地域とともに地域づくりができる仕組みについて調査研究し、空き家と耕作放棄地とをマッチングできる制度の創設を要望する。

(3) 空き家リノベーションの促進

空き家を活用して現在、地域課題の「空き家」を地域の「宝物」に生まれ変わらせて地域づくりに貢献しようと、改修補助を活用し、自らもクラウドファンディングを取り入れて地域資源（資材）を生かした空き家のリノベーション事業が取り組まれている。また、空き家利活用に向けた企画段階から事業運営

までの間に、地域の人たちによる地域づくりに関する活動（ソフト事業）も同時に取り組まれている。

そこで、空き家の改修支援に当たっては、支援対象を地域づくりに関する活動にも広げ、支援の効果が最大限に発揮されるよう民間活力を生かした空き家のリノベーションの促進を図ることを提案する。

4 調査研究の主な経過

令和3年2月8日 総務環境委員会協議会

- ・総務環境委員会における政策提言を「空き家対策」をテーマとすることを決定した。

令和3年3月25日 総務環境委員会協議会

- ・環境課から、国の動向と市の取り組み状況について説明を受け、意見交換。

令和3年5月14日 市内現地視察

- ・特定空家、リノベーションされる空き家を視察

令和3年6月16日 総務環境委員会

- ・空き家対策について、委員間で協議

令和3年7月12日 総務環境委員会

- ・提言案を全委員で確認した。

(1) 担当部署との意見交換

担当部署から、国の空き家に関する施策、安曇野市空家等対策計画及びそれに基づく市の空き家等対策の事業について説明を受け、意見交換を行いました。主な内容は、次のとおりです。

ア 空き家は、あくまでもその敷地全てが空き家状態のものを考えており、敷地内に管理者、所有者等が住んでいれば空き家としてカウントしていません。

イ 空き家バンクに不動産仲介業者等、スキームを持った団体を組み入れ、低廉な家賃で空き家を提供できるよう空き家バンクを充実させていきたい。

ウ 法定相続人が共有名義になっていると、権利を伴う売買や賃貸、解体という解決手段が見いだせず、遺産分割協議も行き詰まってしまう、最終的には行政へ来てしまうというのが今の状況です。

エ 敷地の管理が難しい方については、公益社団法人安曇野シルバー人材センターと空き家の管理に関する協定を締結して、状況によっては、草刈り、枝木の剪定を違った形で業務をお願いすることができますが、別料金になります。

オ 空き家バンク自体は、安曇野市の移住定住のウェブサイト内にあります。空き家バンクの閲覧には、登録は不要ですが、移住定住サイト内のほかのページの中で、移住相談を受けたい場合は登録が必要になります。

カ 土地所有者が正当な権限を持って建物所有者の代わりに解体する場合は、空き家対策補助金解体のメニューが使えます。しかし、弁護士費用等については、現在の要綱上、解体費用等の中に含むことができません。

(2) 市内の空き家等の現地調査

現地調査の対象とした物件は、特定空家に認定されている空き家3件、空き

家対策補助金（解体）を活用し、新たな宅地利用が行われた敷地、明科駅周辺の空き家をリノベーションして活用しようとしている物件の計5件とした。

所在地	物件の概要
豊科	<p>住宅兼倉庫を解体し、建売分譲4戸となった物件</p>  <p>令和2年度空き家対策補助金を活用【上限50万円】</p>
豊科 田沢	<p>【特定空家】所有者と協議ができ、令和3年度に補助金を活用して解体する物件</p>  <p>令和3年3月に、特定空家認定。家屋は、ほぼ崩れ落ち、樹木が国道側にかかっている</p>
明科 東川手	<p>【特定空家】所有者と折衝中の物件</p>  <p>令和元年5月に、特定空家認定。家屋は、まだ崩れ落ちていないが、樹木が敷地中に生い茂っている。民家が隣接している</p>
明科 南陸郷	<p>【特定空家】所有者の親族と折衝中の物件</p>  <p>令和3年3月に、特定空家認定。屋根が崩れ落ち始めている。空き家関係者で敷地立入危険の表札を出し、ロープで家屋を囲んでいる</p>
明科 中川手	<p>リノベーション改修中の物件。運営を担う代表者と意見交換を行う</p>  <p>明科駅周辺まちあるき空き家空き店舗見学会で紹介されている物件。写真は、シェアオフィスやシェアキッチンとなる部屋</p>

II 学校プールの今後の方向性に関する提言

1 現 状

本市では「1校1プール」の原則のもと、市内小中学校17校のうち16校に屋外プールがあり、当初の建設から一定期間を経過し、それぞれが大規模修繕の時期を迎えている。大規模修繕には数千万円から数億円の費用がかかると見込まれる。

一方、全国的に見ても、少子化による利用者の減少、1年間のうち2ヶ月ほどしか利用できないという屋外プールの実態に加え、近年は度重なる猛暑で「暑さ指数」を理由に利用できないといった現実があり、大規模修繕のタイミングで検討を重ねて、複数校による共同利用の形態や、室内温水プールの整備に舵を切るといった自治体もある。

教育の観点から、本市の教育委員会のスローガンである「たくましい安曇野のこども」を育てるという目的からも、子どもたちが水に親しみ、水の中で思い切り体を動かして体力づくりできる機会を維持することは大切であるが、従来通り、「1校1プール」の原則を貫いて学校プールの大規模修繕を行うことは、市の財政へも大きな負担となり、将来へのツケを回すことにもなりかねず、本当に望んだ姿なのか、将来的にどのような学校プールの運営がふさわしいのか、議会として研究・提言すべき時期にあるとの認識である。

海なし県の長野県において安心して泳げる市内唯一のプールだった穂高プールも2021年度の営業を最後に廃止が決まっており、子どもたちが思い切り水に親しみ水泳ができる機会が減少することが懸念される。

2 課 題

- (1) 今後20年間に大規模修繕の時期を迎える学校プールは5校あり、費用がかかる。
- (2) 少子化が進行し、児童生徒数が減少する。
- (3) 屋外プールである学校プールは使用期間が短い。加えて昨今の猛暑により、水温が高くなり使用できないケースも出てきている。学校は、文部科学省から提示された指針に準拠し「暑さ指数」による運営判断が求められ、水泳授業の中止や、夏休みのプール開放を見合わせる学校が増えている。

3 提 言

今後少子化が進み、児童生徒数が今以上に減少していく局面に突入することが見込まれる状況下において、2点の対策案を提言する。

現在の学校プールを現状のまま長寿命化を行い長持ちさせつつ、

- (1) 学校プールの共同利用等の集約化を検討すること。
- (2) 市営の室内温水プールの建設を検討すること。

学校の授業等でも共同利用し、学校プール集約化の選択肢になりえる。また、通年利用が可能であるので、高齢者・障がい者等も含め、市民が生涯学習として幅広く利用できる室内温水プールとして活用できる。

4 調査研究の主な経過

令和2年1月29日 福祉教育委員会協議会

福祉教育委員会における政策提言のテーマについて意見交換。

「学校プールの今後の方向性」を主なテーマとすることに決定。

令和2年2月12日 福祉教育委員会協議会

委員会視察先について協議、決定。

- ・ 静岡県掛川市 「民間プールを利用した水泳授業」
- ・ 神奈川県海老名市 「市営プールを利用した水泳授業」

令和2年4月9日 福祉教育委員会協議会

新型コロナウイルス感染症の拡大により、視察実施を見合わせることを確認。

令和2年10月29日 政策提言に関する中間報告を議長に提出

- ・ 「学校プールの今後の方向性」（サブテーマ）子どもの体験の場づくり
引き続き、調査・研究を進めることを報告。

令和3年2月8日 福祉教育委員会協議会

学校プールに関し、オンライン視察を検討。

令和3年3月23日 教育部との意見交換会

教育部職員から、市内小中学校のプール・水泳授業に関する現状・計画等について説明を受け、意見交換。

令和3年4月19日 福祉教育委員会 打合せ会

学校プールに関するオンライン視察の実施について決定。（視察先：茨城県下妻市・茨城県鹿嶋市）

令和3年5月14日 オンライン視察実施

（午前）茨城県下妻市：学校プールの集約化・共同利用

（午後）茨城県鹿嶋市：5つの小中学校プールを屋内温水市民プールに集約化

令和3年5月20日 福祉教育委員会協議会

3月23日に行った教育部との意見交換会の際出された質疑に関し、教育部から説明を受ける。オンライン視察を実施しての意見交換等行い、政策提言の方向性について協議。

令和3年6月17日 福祉教育委員会

市内小中学校におけるプールの稼働率について、教育部に資料請求することを確認。

令和3年7月13日 福祉教育委員会協議会

プール稼働率も踏まえ、提言の方向性について協議、まとめ。

令和3年7月27日 福祉教育委員会 打合せ会

政策提言書（案）について、最終確認。

〈参考資料〉

文部科学省資料より

『人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設等の在り方について』（抜粋）

- ・学校施設の複合化・共有化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることを期待される。
- ・個別施設計画を実行性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。

令和3年5月14日 オンライン視察より



茨城県下妻市【人口 41,449 人（R3.3.1 現在）、小学校 9 校・中学校 3 校】

学校プールの集約化・共同利用

稼働率を用いて学校プールの利用状況を見える化し、稼働率を基に市全体として必要プール数を考え集約化。プールを保有維持する基幹校とプールを廃止する利用校を選定。大規模改修が必要になった時点で、順次共同利用に移行。

○メリット

- ・各学校で維持管理するより財政負担が軽減。
(現状 12 小中学校 11 校プール→将来 5 校に集約化=30 年間で 4.56 億円削減。)

●デメリット・課題

- ・行事・天候により、実施日数が少なくなる恐れがある。
- ・年間計画での授業予定となるため、計画変更したい場合、他校とのスケジュール調整が非常に難しい。
- ・廃止した際に必要となるバス移動費について、毎年の経常経費となるため、長期的な視野を持たなければいけない。

茨城県鹿嶋市【人口 67,001 人（R3.3.1 現在）、小学校 12 校・中学校 5 校】

学校プールと市民プールの集約化

老朽化が激しい 5 つの小中学校の屋外プールを廃止し、一般の方も通年利用可能な屋内温水プールを整備。学校授業の質の向上とともに、利用者の健康増進効果も見込む。

○メリット

- ・老朽化した学校プールの多額な修繕費・維持管理費の削減。
- ・水泳授業の実施にかかる監視、プールの水質管理等、教員負担の大幅減。
- ・複数人での監視体制による安全性の向上。
- ・天候等に左右されない、利用期間・利用時間の明確化による円滑な授業実施。
- ・高齢者等を中心とした利用者の健康増進。(高齢者等の医療費・介護給付費の削減も期待)
- ・幼児から高齢者まで交流できる施設となり、地域のにぎわいが創出される。

●改善が必要な点（施設整備）

- ・低温期の室内外の温度差による想像以上の結露。(結露対策・換気設備改善)
- ・高齢者も使用する設備のため、滑りにくい素材を使用するなどの特別な配慮。

Ⅲ 地域コミュニティ維持と持続可能なまちづくりのための土地利用制度に関

する提言

1 現 状

安曇野市の令和3年1月1日時点の人口は9万7,152人で、転入が転出を上回る社会増が続いているが、死亡者数が出生者数を上回る自然減が大きくなってきたため、9年連続で前年同日の人口を下回っている。

市は安曇野市人口ビジョンで令和22(2040)年の目標人口を8万5,000人とし、人口減少対策に特化した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間:令和2~6年度)などに沿って空き家の利活用を進めるなど移住促進事業等に力を注いでいる。

2 課 題

安曇野市では散居型に集落が形成されており、この多くのエリアが土地利用計画上の田園環境区域となっており、このまま人口減少、少子高齢化が進むと、田園環境区域内等の多くの集落(区等)において地域コミュニティの維持が困難になることが想定される。田園環境区域であっても既存集落内またはこれに接続した場所には新たな住宅も立地可能だが、地域住民にとって地域の衰退は大きな心配事であるにも関わらず、人口を増やすことにつながる宅地開発などは業者任せとなっている現状がある。また、空き家の利活用も現状では低調となっている。

3 提 言

このような状況の中で市の目標を達成するためには、課題解決を目指す地域住民が主体となって、地域コミュニティの維持のため移住者やUターン者を呼び込めるような施策を進められるようにすることも効果的ではないか。

例えば、集落内や接続したエリアに、地域住民や関係者の合意のもと小規模な宅地を造成し移住者やUターン者を呼び込んだり、空き家の活用を模索するなどが考えられる。

ただ、まず地域が「課題解決のために発想し、動き出す」ことが重要で、行政には、制度や仕組みを事前に伝えて地域の本気度を高めたり、地域のプランが結実するようアドバイスや可能な支援を行うことが求められる。その上で開発業者の関心を得ることができれば、新たな地域づくりのシステムが生まれることにもなると思われる。

従来の行政の「待つ」姿勢ばかりでなく、時には、近隣市のような地域の動きを「誘う」行政への転換を提案したい。

4 調査研究の経過

令和元年12月16日 経済建設委員会 協議会

- ・経済建設委員会における政策提言を「空き家対策を絡めた土地利用の弾力的運用」をテーマとすることを決定した。

令和2年3月11日 経済建設委員会 打合せ

- ・6月議会で議員派遣をあげられるよう研修先等、正副委員長において調整することを確認した。

令和2年9月8日 経済建設委員会 協議会

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、視察研修は県内のみとし、

県外への視察は行わないことを確認した。

令和2年10月13日 経済建設委員会 市内視察・協議会

- ・市内各所（「安曇野市豊科重柳地区活性化（開発）に関する陳情」の対象地、安曇野 IC 計画地、須砂渡トンネル計画地付近及び147バイパス先線計画地等）の現地視察を行った。
- ・空き家対策、土地利用の在り方・推進に関し、塩尻市を参考にしたいことから、視察先を塩尻市とすることに決定した。

令和2年11月9日 政策提言（中間報告）

- ・経済建設委員会における政策提言（中間報告）を議長に行い、引き続き、研究と協議を進めることを報告した。

令和3年1月12日 経済建設委員会 勉強会・オンライン視察・協議会

- ・都市計画課職員から安曇野市と塩尻市の土地利用制度の違いについて説明を受けた。
- ・塩尻市が現在行っている、「市街化調整区域における地区計画制度の導入」及び「床尾地区地区計画」について説明を受けた。
- ・政策提言については、地区から地区計画を発案できるよう、補助金だけでなく市の技術的支援を伴わせる仕組みをつくることを求める政策提言とすることを確認した。

令和3年2月8日 経済建設委員会協議会

- ・提言書案を全委員で確認した。

令和3年6月24日 経済建設委員会

- ・提言書案を全委員に配付し、各会派等で再度確認をすることとした。

令和3年7月5日 経済建設委員会協議会

- ・提言書案について修正を行い、修正案を議長あてに提出することを出席委員全員の同意により決定した。